

公会堂にみる「公」と「私」の境界線

井原麗奈

The Boundary of 'Public Sphere' and 'Private Sphere' Hidden in Public Hall

IHARA Rena

要 旨

本稿は「公会堂」という施設の広がり方、またその言葉の使われ方を分析することによって、近代日本において公共性がどのように理解されてきたのかを考察することを目的とする。「公」の中の私的な要素、また「私」の中の公的要素の存在を指摘し、整理することによって、「公」と「私」の境界線について解明したい。

今回事例として挙げた施設は①居留地の公会堂、②商業会議所と同居する公会堂、③大学内の公会堂、④娯楽施設内の公会堂の4つのパターンである。寄附によって設置された公会堂については先行研究でも紹介されている。このような事例を「公的領域」に私的財産を以って設置された類型だとするならば、今回取り扱う事例は限られた領域内に私的財産を以って設置された類型であるといえる。このような施設について単独の先行研究はあるものの、類型化して特徴を詳細に抽出するような研究は管見の限り存在しない。

これまで我々の感覚では、「公共」を担っているのは主に「官」=政府や国家であると解釈してきたが、その理解のみでは把握しきれない事象が数多く存在する。公共性をより明確に捉えるためには、市民的公共性の範疇に私的領域を加える必要があると考え、これらの対象について論じることにした。

キーワード：公会堂、公的領域、私的領域

Summary

This paper would like to study the understanding of publicity in modern Japan by analyzing the spread of facilities called “public halls” and the usage of this word. I also would like to clarify the boundary of “public sphere” and “private sphere” by analyzing and pointing out the existence of public elements in “private sphere” and the existence of private elements in “public sphere”.

Four patterns of examples would be given this time, including (1) public hall in a settlement, (2) public hall with a business meeting place, (3) public hall in a university, and (4) public hall in a recreation facility. Public halls built as donations have been already introduced in previous studies, and if these examples can be classified as building private properties in “public areas”, examples in this paper should be classified as setting private properties in “limited areas”. There are single previous studies about such facilities, but in my narrow view, no one has issued any study while extracting the details of features classified in patterns.

Also, we have been interpreting the subject bearing “public sphere” to be “government” = governments or countries, but there are many phenomena that cannot be understood through that interpretation only. I think it's necessary to add private sphere into the range of civic publicity to capture a clearer publicity.

Keywords: Public hall (Kokaido), Public sphere, Private sphere

はじめに

本稿は「公会堂」という施設の広がり方、またその言葉の使われ方を分析することによって、近代日本において公共性がどのように理解されてきたのかを考察することを目的とする。日本において「公会堂」という名称の施設の設置が全国の自治体によって積極的に行われ、今日の私たちの印象に近い「公会堂」のイメージが作られるのは1910年代以降である。19世紀末にはまだ多くの日本人には具体的な「公会堂」のイメージが無く、ただなんとなく漠然と使用していた言葉に過ぎなかった。その曖昧さによって、「公会堂」の「公」の中に私的な要素が、また「私」の中に公的要素が入り込む余地があったのではないだろうか。本稿を通じてこれらを見つめなおし、整理することによって、「公」と「私」の境界線について考察したい。

今回事例として挙げた施設は①居留地の公会堂、②商業会議所内の公会堂、③大学内の公会堂、④娯楽施設内の公会堂の4つのパターンである。寄附によって設置された公会堂が数多く存在することは、先行研究でも指摘されると同時に、筆者のこれまでの研究でも度々取り上げた¹⁾。このような事例を「公的領域」に私的財産を以って設置された類型であるとするなら、今回の事例は限られた領域内に私的財産を以って設置された類型であるといえる。このような施設について単独の先行研究はあるものの、類型化して特徴を詳細に抽出するような研究は管見の限り存在しない。

この類型について整理する際に参考にする公共性は、齋藤純一によってハーバーマスやアレントの議論を踏まえて指摘された次の3点である²⁾。

- ①「**公共の言説空間**」：人々がともに関心をいさぐ事柄について意見を交わし、意思決定を行う開かれた言論空間を指す。法や政策などに関わる意思決定が公共の議論に基づくとき、その意思決定は正当性をもつとみなされる。
- ②「**公共善・公共的利益**」：この場合、公共性は意思決定がもたらす法や政策の内容が、政治社会の成員の共通の利益に適っているかどうかを判断・評価する尺度を意味する。
- ③「**公開性・開放性**」：公共性は共同体との対比において、誰もがアクセスすることのできる「公開性」ないし「開放性」を指す。共同体は、排他的で等質な価値の共有をその成員に求めるのに対して、公共性は価値を異にする他者に開かれ、そうした他者との共生をはかる排他的ではない関係性や態度を指して用いられる。

1) 「近代日本の公会堂にみる公共性 明治後期（1910年代）から昭和初期（1930年代）までの京阪神を中心に」『アートマネジメント研究』（12）アートマネジメント学会、2011年。「1910年前後～1930年代における植民地朝鮮の公会堂—日本内地との比較からみるその公共性について—」神戸女学院大学大学院文学研究科比較文化学専攻博士論文、2013年。「大阪市中央公会堂 貴賓室（接待室）の天井画・壁画の公共性に関する考察」『アートマネジメント研究』（15）アートマネジメント学会、2015年。「戦前期の行幸啓からみる公会堂の公共性」、『文化政策研究』（8）文化政策学会、2015年。

2) 『現代倫理学辞典』弘文堂、2006年。

本稿で公会堂の公共性を指摘する際には、①の要素を帯びているものを「市民性」、②の要素を帯びているものを「公益性」、そして③はそのまま「公開性」「開放性」と表すこととする。また更にここで示される①や②のような強い政治性を必ずしも帯びていたわけではないが、人の営みとして重視したいのは「社交性」である。筆者はコミュニティの中で他者にその存在を現し、交流によって理解を深める、求める行為にも公共性があると考え。

これまで我々の感覚の中では、「公共」を担っているのは主に「官」=政府や国家であると解釈してきたが、歴史を振り返るとその理解のみでは把握しきれない事象が数多く存在する。それらを意味付けるためには、上記の①や②で示される「一般の人々にかかわる(=私たちすべてに共通する世界、私たちが共有する世界)」や③で示される「公開の(=万人によって見られ、開かれ、可能な限り最も広く公示されている現れ)」という意味を以て、私的領域をその範疇に加える必要がある。さらに現在の公共哲学では市民的公共性を「公=おおやけ(国家)、私(経済)、公共(市民社会)の3領域に分かれる³⁾もの、もしくは「政府の公/民(人々)の公共/私的領域(営利経済、私有財産、家庭など)」を相関関係にあるものにとらえ、「活私開公」という理念を全面に打ち出す「個人-社会」観⁴⁾が根本理念として呈示されている。これは「減私奉公」からの造語で、コミュニティに対して開かれた活発な個人を指す言葉である。金泰昌が個々人の「自己」理解が「他者」への理解、ひいては「公共世界」観の形成へと結びつく人間論として指摘した。筆者はこのような金の理想像に近い個人、もしくは団体の存在を指摘することによって、本稿の目的である「公」と「私」の境界線を明確に認識することが出来るのではないかと考える。

本稿で考察を進めるにあたりヒントにしたい西欧の考え方として「noblesse oblige」を挙げたい。「高貴さに伴う義務」「財産、権力、地位の保持には責任が伴う」という意味である。新渡戸稲造は「武士道」を「武士がその職業においてまた日常生活において守るべき道=武士の掟=武士階級の身分に伴う義務」と説明しているが⁵⁾、武士階級が居なくなった日本の近代社会においては、一体誰がこの義務を担ったのだろうか。その主体について個別の事例を検証し、考察したい。

領域の限られた公

<横浜：The Public Hall（パブリック・ホール、ゲーテ座、山手公会堂）>

近代社会の中で、限られた領域内での「公」を考える時に最も想像しやすく、また年代順に摘記する場合に最も時代の古い事例として挙げられるのは外国人居留地に設置された公会堂である。大手新聞社の記事検索サイトで「公会堂」というキーワードで検索すると、最初期の公会堂に関する記事の殆どがこの居留地の「公会堂」であると言っても過言ではない⁶⁾。在住欧

3) 篠原一「発題Ⅰ近代の変容と市民的公共性」(西尾勝、小林正弥、金泰昌編『公共哲学11自治から考える公共性』東京大学出版会、2004年、16頁)。

4) 山脇直司『ちくま新書469 公共哲学とは何か』筑摩書房、2004年、35頁。

5) 『武士道』1899年(岩波書店、1938年)。

6) キーワード「公会堂」「居留地」「山手」「横浜」「ゲーテ座」などを組み合わせて記事データベース「ヨミダス歴史館」で1870~1923年の記事を検索すると21件、「朝日新聞 聞蔵Ⅱ」では51件ヒットした。

米人による西洋劇場が設置されたのは居留地の中でも横浜・長崎・神戸⁷⁾の三ヶ所である⁸⁾。1859年に横浜と長崎、1868年に神戸が開港し、欧米人社会の発展と共に社交場が必要となって、それぞれの居留地に劇場が設置されるのだが、最も賑わいを見せたのは横浜の事例である。

これらの施設については升本匡彦の先行研究⁹⁾に詳しいため、本稿では概要を引用し、横浜の事例を中心に施設の公共性＝「開かれ具合」について考察することに主眼を置く。施設の名称に「Public」という言葉が入っていることから、日本人の間では「公会堂」と訳されたと考えられるが、当時の横浜に於いて、この施設の「Public」が及ぶ領域は、一体何処までだったのだろうか。

横浜の居留地には該当する建物が2つ存在し、名称も変化するため、詳細に順を追って見て行くこととする。横浜には1870年に当時活発な演劇活動を行っていたアマチュア劇団のために設置された「The Gaiety¹⁰⁾ Theatre」(ゲート座/図1左)があった。もちろんそれ以前にも上演の場は幾つか存在したが、本格的な常設の劇場としては「ゲート座」が嚆矢である。1863年に劇場の必要性が唱えられ、1867年には具体的な計画が練られ、1869年末に資金集めの運動が行われ1600ドルが集まった。設置場所はオランダ人商人ヘフトの所有する「本町通り68番」で、ヘフトが「アマチュア劇団のために建て、劇団に楽な条件で貸した」劇場であった。管理・経営にはイギリス人を中心とするアマチュア劇団が当たっていたが、開場2年後には劇団が解散したため財政難に陥った。1ヶ月の賃貸料は100ドルであったが、劇場が使用されていない月も支払わなくてはならない為であった。この問題解決のために集会所が開かれ、資金を集めてゲート座を単に劇場としてのみならず、各種会合などより幅広い目的に使用できる公会堂として運営することが方策として提案された。多くの居留民がこれを支持し、即実行に移された。1872年以降、ゲート座は横浜居留地欧米人の公会堂となり、運営は基金の出資者から選ばれた委員会が当たった。ゲート座が「The Public Hall」と呼ばれた所以はここにある。当初はイギリス人を中心とする演劇人コミュニティにしか開かれていなかった劇場空間が、「公会堂」として使用されることによって欧米人社会に開かれたこと、つまり施設を使用できる対象が少し広がったことを意味するのである。

しかしこの建物も次第に手狭となり、1885年に「山手256・257番」(現中区山手町254番地)に「The Public Hall」という名称で306席の新劇場が設置される。運営は有限責任会社ヨコハマ・パブリック・ホール・アソシエーション(The Yokohama Public Hall Association)で、資金集め、敷地選定、設計者の決定などの重要課題を担い劇場、演奏会場、舞踏会及び他の目的に利用し得るパブリック・ホールを建設した¹¹⁾(図1中)。居留地では外国人墓地、商業会議所、病院、スポーツ団体や教養団体などの運営にも見られるように、自治組織が数多くあり、

7) 長崎は「長崎パブリック・ホール(The Nagasaki Public Hall and Theatre)、神戸は体育館劇場(The K. R. & A. C. Gymnasium Theatre)。

8) 升本匡彦「神戸体育館劇場(The K. R. & A. C. Gymnasium Theatre 序説)『居留地の窓から』第3号、神戸居留地研究会、2002年。

9) 升本匡彦『明治・大正の西洋劇場 横浜ゲート座 第二版』岩崎博物館出版局、1986年。

10) 快活、楽しみ、娯楽、華やかさの意。

11) この完成に伴い、本町通りのゲート座がすぐに閉鎖されることはなかったが、次第に使用回数は減り、やがて倉庫として使用されるようになった。



図1：左 開場直後の本町通りゲート座（1870年12月）
 中 1898年頃の山手のパブリック・ホール
 （いずれも升本匡彦『横浜ゲート座』岩崎博物館出版局、1986年より）
 右 現在、山手の同位置には服飾関係の収集、展示を行う「岩崎博物館」があり、その一角に
 名称を受け継ぐコンサートホールが設置されている。（2015年8月20日筆者撮影）

この建物の管理も例外ではなかったようである。「Public」の名を冠してはいるが、運営母体は「Association=組合、協会」であり、いずれの自治体からも公的資金が投入されてはいなかった。先行研究ではこのアソシエーションは非営利団体とはいえ「公共性の強い私企業」という側面も持っていたと指摘している¹²⁾。

新劇場の運営は献身的な数人の理事によって維持されていた。しかしアソシエーションは開場して22年後の1907年、慢性的な財政難と出資者の無関心を理由に解散することになる。総会では商業劇場として経営するために新たに会社を設立するという提案がなされ、支持された。1908年に新会社はファー・イースタン・パブリックホール株式会社（The Far Eastern Public Hall Co., Ltd）という名称で発足。ホールの名称は本町通りにあった建物を記念して「The Gaiety Theatre」と改称され、商業劇場として再出発したが、実質的には前身の Association とさほど大きな違いは無かったようである。

この施設は1923年の関東大震災で倒壊するまで、横浜の欧米人の文化・社交活動の中心としての役割を果し続けたが、具体的にはどのような団体がどのような目的で使用していたのだろうか。また日本人にとってこの劇場の存在はいかなるものであったのだろうか。本町通り時代と山手時代では多少傾向の違いはあるが、ここでは特徴の言及のみに留める。

先述の通り、この施設はアマチュア劇団と音楽家の活発な活動の場であったが、海外から来訪するオペレッタをレパートリーとする歌劇団やプロフェッショナルの音楽家の巡業公演も行われた。また奇術やサーカス、ボクシング、舞踏会、1920年代からは映画が供され、ヨコハマ芸芸協会をはじめとする各種団体の例会、日曜日には伝道の場としても使用された。

利用者は居留地の人口の大半を占めていたイギリス人、アメリカ人が圧倒的で、時折フランス人を中心とした演劇団体や、革命を逃れて亡命してきたロシア系音楽家やバレリーナが舞台

12) 前掲書、77頁。

に上がることもあった¹³⁾。しかし中国人は欧米人とは別に大きなコミュニティの中で中国劇場（のち同志劇場、和親劇場）という独自の空間を持っており、またドイツ人もドイツ倶楽部を持っていたため、ゲート座の主たる利用者にはならなかった。

ところでこの施設に出入りした日本人はいたのだろうか。先行研究はこの施設と日本人・日本人社会との関係について次の三つの可能性に言及している¹⁴⁾。①出演者（又は利用者として）、②観客として、③日本の近代文化史においてこの施設が果たした役割についてである。①については催事全体からみると「全く微々たるもの」であったようだ。また②に関してもゲート座の芝居は殆ど英語で上演されたことや、当時の西洋音楽の移入状況などから考えれば、横浜の一般市民が気軽に訪れることは無かったと先行研究は指摘する¹⁵⁾。但し山手に移ってからは次第に日本人観客の姿が見られるようになり、シェークスピア全集を翻訳した坪内逍遙と文芸評論家の北村透谷は、1891年にここで初めて外国人俳優による『ヴェニスの商人』と『ハムレット』を観た。またこの施設に最も頻繁に足を運んだ日本人の一人は、後に新劇運動の先駆者となった小山内薫であった。演劇人だけでなく、音楽会にも日本人聴衆は増え始め、滝廉太郎をはじめ東京音楽学校の学生が山手の演奏会に出かけることは少なくなかったようだ。

この施設の公共性を筆者の視点から分析すると次のとおりである。

- ①居留民によって設置されたものの、その「Public」の領域は欧米人社会、居留地の中だけに留まらず、広く開かれており「公開性」と「社交性」を帯びていた。
- ②施設運営のために「委員会」もしくは「組合、協会」「会社」が設置され、主体的な自治、もしくは営業が行われていた。ここに「市民性」が指摘できる。
- ③数多くのジャンルの公演が行われており、主催者、聴衆・観客のいずれの利用者に対しても「公益性」を有していた。

但しここにコミットするためには言語的な障壁を越えられることや、音楽や演劇作品に対する理解力、欧米人コミュニティにおける社交マナーを身につけていること、入場料や参加料を支払えること、などの条件を満たせる必要があった。若しくはそのような条件を満たせなくても気後れしない度胸さえあれば、その場に居合わせることは出来たかもしれない。とはいえ一般的な日本人の標準から考えれば、敷居の高い場所であったことは容易に想像できる。規約のような明文化されたものによって居留地外部の人間を閉ざすようなことはなかったが、上記のような条件を満たすことを要求する不文律はあっただろう。緩やかな開放性を持ちつつも、状況によっては人種差別的な厳しさも備えていたのではあるまいか。この施設における「公」と「私」の境界に見える特徴は「言語」「人種」「リテラシー」「経済力」などである。

13) 本町通りゲート座設立年に近い1876年は欧米人1521人（英41%、米15%、仏10%、独10%、蘭5%、露2%、その他13%）に対し、中国人1033人。また最も外国人居住人口の多かった1921年には欧米人3144人（英35%、米18%、仏4%、独7%、蘭1%、露15%、その他17%）、中国人4835人であった（前掲書24頁の表より算出）。

14) 前掲書159頁。

15) この施設の催事の開演時間が21時であったことも理由の一つに挙げている（前掲書、169頁）。

<横浜：町会所、横浜貿易商組合会館、横浜会館、開港記念横浜会館>

1870年に居留地に「ゲーテ座」を設けた横浜ではあるが、日本人地区にも集会のための場が必要とされた。ここで取り上げる施設は「公会堂」という名称を冠していないが、1859年の開港直後の江戸時代からのコンテキストの上に、途切れなく置かれ続けた施設であり、いかにも横浜らしい特徴を有している。公会堂としての機能はこれから紹介する施設の中に組み込まれていたと理解していただきたい。呼称としては上記に4つ挙げたが、途中で名称変更が行われたので、紹介する建物自体は2つである。

1874年、公会堂を主室とする石造り亜鉛ぶき洋館の「町会所」が建設される。実はこの建物は老朽化による再建であった。町政をみる「町会所」という建物自体は江戸時代から存在しており、明治期以降も旧幕時代を引き継ぎ、勘定方、売買掛、横浜裁判所掛、戸部裁判所掛、人馬掛、調物掛などの職制を担っていた。建設費は横浜商人が町費として積み立てた貿易歩合金（商人が取り扱う金高の「千分の五」を拠出したもの）の一部である8万円を以って賄われた。そこには当時県令であった陸奥宗光の「集会用ホール」の必要性を説く助言があった。再建された町会所の場所は現在の「横浜市開港記念会館」の所在地で¹⁶⁾、この新装された建物には開化の象徴とも言える時計台が設置された。ここにはホール以外に戸長役場、歩合金徴収掛、貿易商組合事務所が置かれ、1878年に成立した第1回の県議会もここで行われ、地方自治の中心でもあった。その後1879年にはアメリカ前大統領グラント夫妻の饗応の場、また政府主導の製茶や糸まゆの共進会の会場や芸術活動の発表の場として書画会の会場にもなり、多機能性を有していた。

1880年、町会所の中に商法会議所（商工会議所の前身）が設けられた。それに伴い結成された茶葉や蚕糸の組合などの貿易関係の事務局にも充てられたほか、横浜商法学校（横浜商業高校の前身）の開校式の式場としても利用された。また1889年に市制が施行され、第二回の市議選が町会所で行われたほか、県議選、第1回衆院選もこの建物で行われた。同年7月に「横浜貿易商組合会館」と名称変更が行われた。貿易商たちは自分たちの歩合金を拠出して設置したこの建物を、貿易商組合の共有物として認識していたためである。しかし神奈川県側は本町ほか十三カ町のものであると主張し、所有権を巡って裁判にまで発展する。最終的には1895年に「横浜会館」と改称され、建物は市の財産となることで一件落着した。名称の改まったこの施設は諸会合や行事に使用されたが、老朽化による再建の議論が行われていた最中の1906年に近所の火災により類焼した。

その後、開港五十年祭に乗じて再建話が具体化し、建築資金は個人及び各銀行、会社の寄附を集めることとなった。横浜商業会議所からは大口の4万円の寄附を受ける代わりに、建物の使用を認めることになった。1909年に地鎮祭が行われたものの、着工は遅れ、1917年ようやく「開港記念横浜会館」という名称で建物が竣工した。総工費は約36万9千円、二階建て地下

16) 旧町会所の場所は現在地の向かい側（神奈川県庁に隣接する郵便局側）で、現在地には当時福井藩が生糸などを取り扱う商館「石川屋」を出していた。この場所が岡倉天心生誕の地であるのは、天心の父が越前の出身で藩命により武士の身分を捨てて貿易商になり、この店で働いていたことによる。この店の閉店により跡地に町会所が移転再建された。

一階の鉄骨れんが造りスレート葺の建物で1923年に震災で被害を受けたものの、現存する（図2）。商業会議所が事務所を置いていたのは、震災で被害に遭うまでである。建物内部は講堂¹⁷⁾、会議室、広間、食堂、貴賓室、控室など大小62室に分かれていた。開館後は、講演会や音楽会の利用が最も多く、そのほか会議、同窓会、舞踊会、映画上映会などにも使用された。また商業会議所が同居していたことが由来で、年頭に各界の代表者が一堂に会した人々に対して、わずかな時間で祝詞を述べる賀詞交換会も行われた。効率が良いという利点があり、現在にも残る行事である。戦後は一時期米軍に接収されていたが、1960年以降は横浜市の行政施策としての区ごとの公会堂設置計画に組み込まれ、中区の公会堂となって今に至る。

これらの施設の最たる特徴は幕末の町会所からの文脈を明確に迎える点である。1890年代に見られた同施設の所有権を巡る争いは、町会所が元々、現在の役所の役割と、商人の集会所兼事務所の役割を持っていたことに由来する。地域を治める公的な「自治」機能と、営利を求める私的な「商業活動」を統括する機能が同居しつつも重なり合っていた点は公共性を考える場合、非常に興味深い。これらの施設の公共性は次の3点に整理される。

①最初の「町会所」「横浜貿易商組合会館」「横浜会館」

と呼ばれた施設が、商人たちの貿易歩合金によって設置されたこと、町政、県政、市政の中心的役割を果たしたこと、また再建された「開港記念横浜会館」が市民や団体などからの寄附によって設置されたことから、高い「市民性」を指摘できる。

②公正な商取引を管理する「商法会議所」「商業会議所」が施設内に同居していることから「公益性」、そして背景にある商人コミュニティには「社交性」があったと言えよう。

③「町会所」「横浜貿易商組合会館」と呼ばれた時代

から、所有権が市に移り「横浜会館」「開港記念横浜会館」と呼ばれるようになった時代を比較すると、催事内容がより多彩になり、利用者の幅が広がって開放性を備えていったと考えられる。

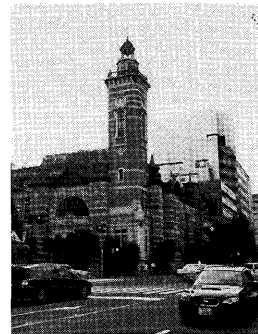


図2：現在の「横浜市開港記念会館」
(2012年9月9日筆者撮影)

この施設における「公」と「私」の境界に見える特徴は専ら「商業会議所」である。

17) 現在は2階部分も含めて約500席が設定されているが、当時はより多くの人数を収容していたと考えられる。

<京都：同志社公会堂>

この施設は同志社大学の構内に現存する礼拝堂（チャペル）で、「公会堂」と呼ばれていた。D.C. グリーンによる設計で1886年に竣工した、キャンパスの中でも二番目に古い建物であり、レンガ造りのチャペルとしても日本で現存する最古のもので、1963年に重要文化財に指定されている。正面中央に円形のバラ窓、左右にアーチ窓を設け、その前に屋根と尖りアーチの入口を持っており、ゴシック建築の特徴が出ている。『同志社五十年史』¹⁸⁾の口絵に「明治十九年公会堂建立直後の同志社校庭」というスケッチが見られるが、その絵と比較しても外観は現在も変わりなく留められている¹⁹⁾（図3）。新島襄の留学していた米国のアーモスト大学にもキャンパスの象徴とも言うべき「ジョンソン・チャペル（Johnson Chapel）」と呼ばれる大きな礼拝堂があり²⁰⁾、新島が同志社創立の際にチャペルをキャンパスの中心に据えて重要視した理

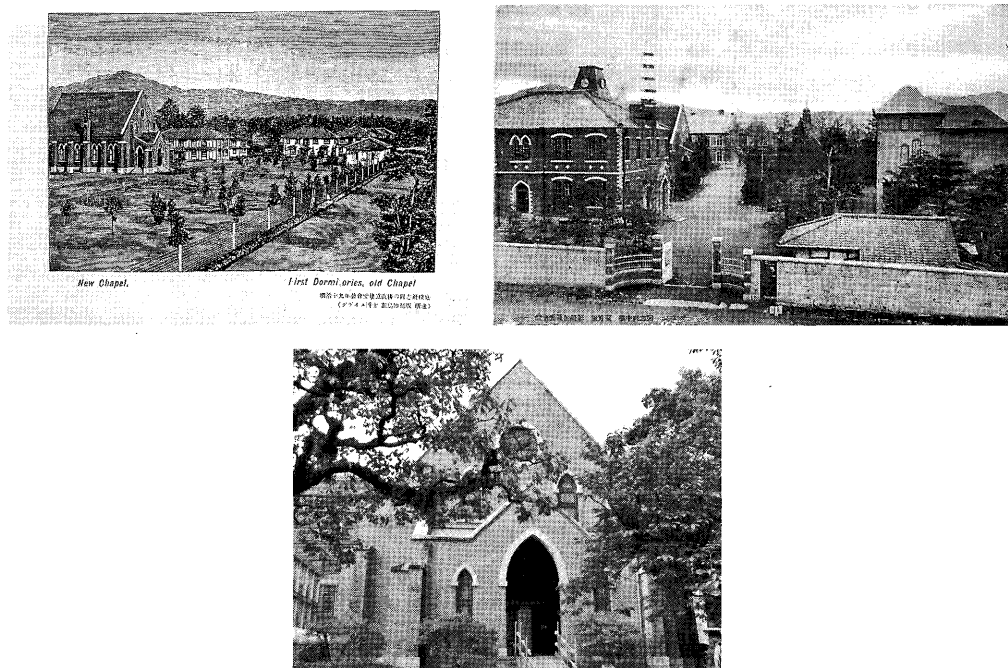


図3：左 「明治十九年公会堂建立直後の同志社校庭」（『同志社五十年史』より）

右 大正期の今出川キャンパスの様子「同志社中学聚芳館彰栄館及公会堂」とある（絵葉書・筆者蔵）

絵葉書は宛名面の通信文記載欄が2分の1に区切られていることや消印の情報から1918年3月1日以降に作成され、1923年12月24日までに使用されたことがわかる。

下 現在の礼拝堂（チャペルの様子）（2012年8月24日筆者撮影）

18) 同志社五十年史編纂委員会編、同志社校友会、1930年。

19) 学校法人同志社『同志社の文化財建築物』同志社社史資料センター、2010年。

Webでも見ることが出来る http://www.doshisha.ed.jp/d_book/history/book3/#page=15（2015年9月20日閲覧）

20) 新島の寄宿していた北寮に隣接しており、新島が頻繁に利用したと考えられる。「同志社大学新島遺品庫資料の公開」（<http://joseph.doshisha.ac.jp/ihinko/html/n01/n01010/N0101001G.html>）の写真集11番及び、アーモスト大学 HP (https://www.amherst.edu/news/communications/events_planning/events/venues/jchap) 及び (https://www.amherst.edu/give/gift_planning/johnsonchapel) を参照。（いずれも2015年9月20日閲覧）

由を伺うことが出来る²¹⁾。

ところで何故この建物は「公会堂」と呼ばれたのだろうか。先述のとおり、「公会堂」という言葉は1930年に出版された大学の五十年史でも使用されているだけでなく、新聞記事にも散見され、学内に限らず一般にも通用する言葉として使用されていたことが解る。

「新島襄氏の葬式」は明廿七日午後一時より京都同志社公会堂にて挙行し終つて南禅寺の墓地に埋葬する筈なり²²⁾ (筆者下線、以下同／図4)

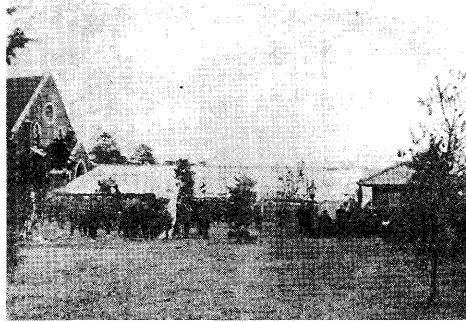


図4：公会堂前の仮設式場

「同志社大学新島遺品庫資料の公開」No. 68より転載

(<http://joseph.doshisha.ac.jp/ihinko/html/n04/n04010/N0401001G.html>)

他社では同じ葬儀の記事で同施設を「礼拝堂」²³⁾、²⁴⁾、「講堂」²⁵⁾と表記しており、全く統一されていない(表記や呼称の統一がされない事例は前述の横浜ゲーテ座でも同様に見られる)。その後どのような経緯で現在の呼称である「礼拝堂」に統一されたのかはわからないが、戦後の1947年の同志社の地図資料にはそれまで「公会堂」と表記されていたものが「礼拝堂」と改められていることから、戦前と戦後で境が生じていることがわかる²⁶⁾。

「公会堂」という名称で呼ばれるようになった経緯については、当時京都に新島を中心とした三つの「公会」があったことに由来するのではないかと考えられる。「公会」とは日本基督公会のことで、外国のいずれの教派にも属しない無教派主義、超教派的な教会を指す。切支丹邪宗門禁制の高札が取り払われたのは1873年だが、既にその前年の1872年には横浜に、翌1873年に東京、1874年に神戸と大阪に「公会」が成立していた。1874年に米国より帰国し、1875年に同志社英学校を設立した新島は、1876年に同志社の生徒や関係者、家族を中心に西京第一公

21) 上野直蔵編『同志社百年史 通史編1』(学校法人同志社、1979年)の322頁にも「チャペルが新築され、同志社の中心的存在となった」とある。公会堂の献堂式でも新島は同様のスピーチを行なっている。

22) 『大阪毎日新聞』1890年1月26日、1面。

23) 『大阪朝日新聞』1890年1月29日朝刊、1面。

24) 『読売新聞』1890年1月30日朝刊、2面。

25) 『読売新聞』1890年1月24日朝刊、2面。

26) 上野直蔵編『同志社百年史 資料編2』(学校法人同志社、1979年)の1721頁から続く校地略図。1894年、1907年、1922年の地図では「公会堂」、1947年の地図では「礼拝堂」と記載されている。

会、西京第二公会、西京第三公会の三つの公会を設立した。そして集会の場として宣教師が自宅を開放し、信徒たちはきわめて緊密に親しく交わり、聖書に根ざした信仰を守っていた。公会成立から10年後の1886年に同志社のキャンパス内に礼拝堂が出来たため、同志社関係者はそこで聖日礼拝を守り「同志社教会」を結成し、新島を仮牧師とした。これを機に京都の三公会は再編成が行われ、同志社関係者は同志社教会に加わり、他のものは合流して平安教会を名乗った。同志社の関係者以外の者も会員になれるように規約が改められるのは1921年で、それまではかなり限定されたコミュニティによって内治されていた施設であった。このように施設の成立が「公会」を基盤にしていたことから「公会堂」と呼ばれるようになった可能性は高い。

そこで考えたいのは「公会」という言葉における「公」の意味である。英語では「Ecumenism」、日本語では世界教会主義、全キリスト教会主義と訳される場合もある。このような「世界」や「全」という、対象を包括し、開かれているという意味を「公」という一文字で表してはいるが、その対象となるのはキリスト者のみである。このように解釈してしまうと、限られた対象にしか開かれていなかった施設のような印象を与えてしまうが、実際、教会というものは基本的に財産や地位、社会的背景などに関係なく誰に対しても開かれているはずのものである。「同志社公会堂」がどのような催事に使用されていたのかを検証するため、上記の葬儀以外の新聞記事を追ってみよう。最も古いものでは1887年の「京都看病婦学校同志社病院の開業式」が挙げられる。

今日午後二時より当地の同志社公会堂に於て執行する京都看病婦学校同志社病院の開業式同志社書籍館の開館式の順序は……（以下略）²⁷⁾

この記事からは公会堂が同志社の関連施設のオープニングの式典会場となったことがわかる。記事はこの後、唱歌、祈祷、祝辞、講演などの式次第について述べられており、式典が礼拝形式で行われたことがわかる。次に新聞に「公会堂」の文字が見られるのは、1910年²⁸⁾と1915年²⁹⁾に新島の没後20年と、25年を記念して追悼会が行われるという告知記事である。いずれも奏楽、唱歌、聖書朗読、祈祷、追悼説法などからなる礼拝形式の式典が行われた様子わかる。また1915年には関連行事として同日に公会堂で「関東関西学生連合大演説会」が催されている。次に1926年の記事をみてみよう。

「学生講演会で 壇上の大乱闘 同志社公会堂の騒動 解散を命じ司会者検束」

同志社大学言論部主催の全国大学高等専門学校学生大講演会は十三日午後一時半から同志社公会堂で開催、中立売署では正私服巡査数十名を派して万一に備え宮永警部が臨検した。学生らは学生の自由を冒す者として抗議を申出たが中島学生監も全責任を負はないので、結局臨検つきで開会。数十名の弁士には注意、中止を食ひ、明治大学の山野邊辰雄君

27) 『大阪朝日新聞』1887年11月16日朝刊、1面。

28) 『読売新聞』1月27日朝刊、1面。

29) 『東京朝日新聞』1月25日朝刊、5面。

の如き二度中止を命ぜられたが尚講演を続けるので臨検警官が同君を検挙せんとするや司会者は釈明につとめ遂に委員と会衆と警官とが壇上に大立回りを演じた。この騒ぎに講演会は解散を命ぜられ司会者外二名は中立売署に検束された³⁰⁾。

この記事からは他大学の学生も参加が可能であったこと、学内といえども臨検が行われたことがわかる。同志社という私的領域でありつつも、教育という公共性のある場でもあったが故に公権力の介入が行われた事実は時代を反映している。

もう一つこの施設に関して時代を映した事件がある。日中戦争開戦の2日前の1937年7月5日に配属将校の扇動によって右翼学生が起こしたストライキで、予科の学生700名のうちの約半数がチャペルに入場し、扉を内側から閉ざしたため、「チャペル籠城事件」と呼ばれる。これについては『同志社百年史 通史編2』³¹⁾に章を割いて詳述しており、同志社にとって衝撃的な事件であったことが伺える。予科生らの主張は総長の退陣、誤った国体観念を有する教員の処分等であった。これらの要求の中でも特にキリスト教的儀式の廃止は、同志社設立の使命を根本的に否定するものであるが、それを主張するための場として選んだのが公会堂であったというのは、いかにも象徴的である。最も学校側はそれに屈することなく主導した学生を後日処分したのであるが、キリスト教を主義とする学校にとって、戦時下においても教義を貫くということは、易しいことではなかったはずだ。

「同志社公会堂」における公共性は、次の2点に整理される。

- ①先述のとおり当初この施設は同志社の関係者からなる「同志社教会」という組織によって自主的に管理運営されていた。このコミュニティは高い「市民性」と「社交性」を有していたが、受け入れられるためには、キリスト者であること、もしくは教義に賛同できることが求められた。
- ②基本的には学校行事や、同志社関係者の主催行事で使用された。主催者となるには一定の条件（例えば学生であれば、学校で提供される教育に対応できる学力と学費の支払い能力があることなど）を満たす必要があったが、一般人も催事の参加者としては拒まれなかったため、一定の「公開性」が担保されていた。

この施設の「公」と「私」の境界には特徴的にキリスト教という「宗教」と、「教育」の存在を指摘できる。私立学校の敷地内に設置されていたが、「教育」という「公益性」の高い役務を提供していたため、時局が不安定な時代には警官の臨検や将校の配属などの公権力の介入も受けざるを得なかった。

30) 『東京朝日新聞』1926年11月14日、朝刊、11面。

31) 上野直蔵編、学校法人同志社、1979年。

<兵庫：公会堂劇場と宝塚公会堂>

2014年に創立100年を迎えた宝塚歌劇団の本拠地である「宝塚大劇場」周辺は、戦前期から賑わいの中心であった。阪急電鉄(株)³²⁾ (以下阪急)によって温泉施設「宝塚新温泉」が経営されたこの場所は、数多くの博覧会が開催され、また「宝塚ルナパーク」、「宝塚ファミリーランド」という名称で親しまれた遊戯施設も2003年まで営業していた。そして戦前期にはその敷地内には「公会堂」という名称を冠する施設が2つ設置されていた。一つは「公会堂劇場」、もう一つは「宝塚公会堂」と呼ばれた建物である³³⁾。これらは阪急という私企業が、自己の所有する敷地内に設置した「公会堂」ということになる。前の3つの事例と比べると時代が新しいが、ルーツは明治時代にあることと本稿のテーマを考える上で重要な施設でもあるため取り上げた。

まず一つ目の「公会堂劇場」について説明する。1907年に設立された阪急の前身である箕面有馬電車軌道は、1910年に現在の宝塚本線、箕面線にあたる路線を開業し、滝と紅葉で知られる景勝地「箕面公園」に多くの行楽客を運ぶようになる。電鉄会社はそこへ「箕面動物園」を開場し、更に「箕面公会堂」を開館させた。当初遊覧客は多かったものの、禽獣の飼育や猛獣舎の管理に存外手間がかかること、俗化した動物園は渓谷森林の自然美を求める客のニーズに合わないことなどが原因で、1916年閉鎖された。園内に残された公会堂は1919年に「公会堂劇場」と名称を変え、宝塚へ移転、3月20日に柿落しを行った。当時宝塚には振るわなかった屋内プールを改造した「パラダイス劇場」があった。1914年に少女歌劇はこの劇場で第一回公演を行い、好評を得ていたが、次第に手狭になり新しい劇場を求めていたのである。公会堂劇場はパラダイス劇場の3倍の収容力があり、「新歌劇場」とも呼ばれた。1階左右と2階の一部が椅子席で20銭の有料席、中央土間の立見席は無料であった³⁴⁾。当時の観覧料20銭は映画もしくは帝国劇場の最も安い観覧料と同額で、相撲の1円60銭、帝劇の特等席4円、歌舞伎の約6円50銭と比較すると、上演芸能の公演としては格安で、手軽な娯楽であったことが解る³⁵⁾。この空間には歌劇にさえ興味があれば、入場料を支払えばより良い席の観客に、また入場料を支払わなくても観客になることが出来る開放性が備わっていたのである。

1921年からはこれら2つの劇場は同時に併用され、二部興行された時期もあった程、少女歌劇は人気を得ていたが³⁶⁾、1923年1月22日にパラダイス劇場と共に全焼してしまう。しかし阪急は同年3月に突貫工事で可能な程度の「中劇場」³⁷⁾を落成させ、更に翌1924年7月には四千人収容可能な大劇場を竣工させた。草創期の宝塚歌劇の成功は、動物園と屋内プールの失敗、更に不遇に屈しない創業者小林一三の不屈の精神の上に立っていると見える。

32) 1907年創業、箕面有馬電車軌道、阪神急行電鉄(1918年)、京阪神急行電鉄(1943年)という社名変更を経て1973年に現在の阪急電鉄となる。

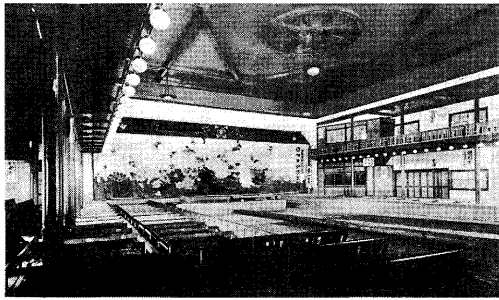
33) 現在宝塚市湯本町にある「宝塚公会堂」とは別の建物。

34) 宝塚市史編集専門委員『宝塚市史 第八巻 別編Ⅱ』宝塚市、1981年。

35) 映画は1918年の普通切符、相撲(正面升席の値段)と帝劇は1914年の値段。歌舞伎(歌舞伎座の正月興行の棧敷の値段)は1903年が5円50銭、1921年が7円80銭であるため間の金額をとった。いずれも週間朝日編『値段史年表—明治・大正・昭和—』朝日新聞社、1988年。

36) 『宝塚歌劇団四十年史』宝塚歌劇団出版部、1954年。

37) 戦後には新芸劇場と呼ばれる。



大正6年3月17日・築園より移轉の公会堂劇場

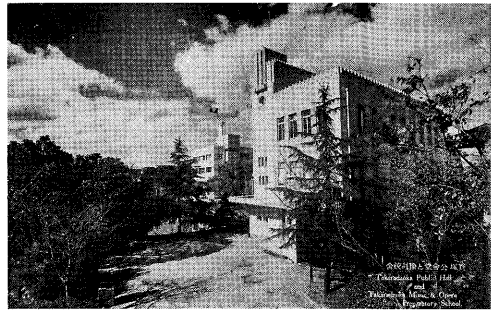


図5：左 公会堂劇場（『阪急電車 駅めぐり』（1980年、阪急電車（株）総務部広報課）より転載）
 右 「宝塚公会堂と歌劇学校」（絵葉書／筆者蔵）1935～1937年の間に撮られた写真である。
 下 旧宝塚公会堂は現在「宝塚文化創造館」として市民の利用に供されている
 （2011年2月5日筆者撮影）

次に「宝塚公会堂」について見ていこう。1935年に竣工した鉄筋コンクリート3階建てのこの建物は、「宝塚文化創造館」という名称で現存するが、その設置、使用経緯については、「阪神急行電鉄³⁸⁾（以下阪急）」「宝塚女子青年会」、そして歌劇団生徒を養成する「宝塚音楽学校」という複数の文脈が絡み合っている。仔細は先行研究³⁹⁾に詳しいので割愛するが、概略をまとめると以下の通りである。

1931年9月、阪急の後ろ盾により「宝塚女子青年会」が発足。以後「女子青年会館」や「文芸図書館」で活動していたが、1935年に新設された「宝塚公会堂」を本拠とするようになった。その後、同施設は皇国海軍博覧会（1935年4月25日～5月28日）、通信文化博覧会（同年7月20日～8月20日）、婚礼進化博覧会（1936年3月20日～5月10日）、支那事变解説展覧会（1937年）などの展示会場としても使用された。1937年に宝塚音楽学校の校舎となり、その後1998年まで使用された。

女子青年会館が音楽学校校舎として使用されるようになったり、少女歌劇の中劇場が集会場を兼ねていた状態を善処するために集会専用の施設を設ける目的で⁴⁰⁾、音楽歌劇学校寄宿舎を取壊した土地に宝塚公会堂が建設されて、宝塚女子青年会事務所が入居したりと、敷地内の施

38) 当時から省略して「阪急」と呼ばれていた。

39) 安野彰「旧宝塚公会堂の建設および使用の経緯と建築の概要」『日本建築学会大会学術講演便概集』一般社団法人日本建築学会、2005年。松本桂子「昭和初期の阪神間郊外住宅地における女性の社交活動：宝塚女子青年会を例に」『日本建築学会計画系論文集』（516）一般社団法人日本建築学会、1999年。

40) 『大阪毎日新聞』1934年4月19日。

設の新設と団体移転が目まぐるしいが、それらは全て阪急側の判断によって行われていた。

宝塚女子青年会とは婦人倶楽部のようなもので、活動は阪急電鉄に支えられて行われていた。普通会員は会費2円。半年分以上前納すれば会員になれた。特別会員は会費無料。主催の会合に出席できると同時に、公会堂内の集会室を無料で使用できた。青年会は公会堂を占有はしないまでも、主催の料理教室や講習会などに使用している。会員は阪神間の各地から集まっていたが、1937年7月に大阪特高に会員の不敬を摘発され、活動を停止せざるを得なくなった⁴¹⁾。青年会発行の雑誌『宝塚女青』に会員の女性が「芸者遊びは夫の甲斐性」と発言したという内容のインタビュー記事が掲載されたことが原因であったが、この団体の余裕のある生活をする婦人たちの活動が、時局に合わない華美なものであるため、停止させようとする警察当局の意図があったことは明らかである。上記女性の発言は個人の考え方であり、「皇室の尊厳の冒瀆」であると批判するには、強引な論理が必要であるが、当時の思想には、それを成立させて摘発を可能にさせる力があつた。右翼的な団体もリーフレットを作成して青年会を糾弾した。そこには以下のような記述がある。

抑も、この宝塚女子青年会なるものは、名は厳しさうであるが、未だ嘗て公共的社会事業のために働きかけた例を見ず、小林一三が阪急社長時代に、宝塚少女歌劇ファンたる有閑階級婦人達を糾合した、一種の総見屋のやうな阪急の営利本位に組織されたもので、現に阪急重役の夫人令嬢達が理事となり（中略）、阪神間のブル階級の夫人や、インテリ令嬢達大凡二千人を擁し、月々の歌劇見物や、社交ダンス、手芸等の集合に日を送っているもので、名は「女子青年会」であるが、実体は、単なる遊戯的な結社に過ぎず、嘗て外国人団とダンス会を開いて忌むべき風評さへ立ち、又もや、今回の如き皇室の尊厳を冒瀆する言辞を弄せる記事を平気で掲載して、同会員に配布するなど、恐懼の極みである⁴²⁾。

この文章で気になるのは「未だ嘗て公共的に社会事業のために働きかけた例を見ず」という一文である。この文章の価値観では「月々の歌劇見物や、社交ダンス、手芸等の集合」が批判されているということは、社会福祉などに関わる献身的で奉仕的な活動こそが「公共的社会事業」と呼ばれるべきものであって、これらの個人の楽しみに留まる活動に公共性は無いと看做されているということである。しかし団体の運営が阪急という私企業の後ろ盾によって行われていたとしても、ある一定程度の人数によって成り立つコミュニティが存在し、その高い社交性が支持されていたのだとするならば、広義には公共性があったと言えるのではないだろうか。筆者は社会的な人間になるということは、公共性を帯びることであると考えている。コミュニティの中で自分の存在が見苦しく無い様にあると高い美意識は、他人に対する「配慮」である。社会の中で「見られる」ことを意識する身体になることは、「公的領域」

41) 『大阪日日新聞』1937年7月16日。日中戦争開戦9日後である。

42) 『阪急宝塚女子青年会の大不敬事件とは何か』（天眼社、1937年8月、36頁）。全く同文が、『咄!!「阪急」宝塚女青の真相』（ユダヤ思想撲滅同盟、1937年9月、10頁）にも掲載されている。この文中で会員数は二千とあるが、先行研究（松本、1999）では千人と記されている。

において自分の姿を「現す」ことでもあり、アレント的な公共性解釈に通じる。また例えば阪急の重役の家族であろうと、一定数の人々に支持されるコミュニティを維持するために、理事として主体性を持って活動していたのだとするならば、ここに公益性はあったのではあるまいか。

宝塚に存在した2つの公会堂の公共性については次の2点に整理される。

- ①「公会堂劇場」＝大衆の誰もが楽しめる国民劇の創始を志向した創業者小林一三の心意気により、高い「開放性」を持った娯楽空間として設置された。
- ②「宝塚公会堂」＝余裕のある婦人たちの「社交性」や「主体性」を発揮する場、また啓蒙的、教育的な場として博覧会の展示会場としても供され、「公益性」を帯びていた。

他の事例と比較して「公」と「私」の間には阪急という私企業の存在が色濃く見られる。「鉄道」という高い公共性を有するインフラを経営し、得た利益を以って更に別の公共性を帯びた事業へ還元していく手法は宅地開発や百貨店経営など小林の他の事業でも見られる特徴だ。篤志家が営利活動から得た利益を寄附という方法を以って、公会堂の設置に還元する事例は数多く見られるが⁴³⁾、管理運営までを担った阪急の場合はそれとは異なる。この手法は阪堺電気軌道(株)によっても採用され、同社が1912年に設置した大浜公会堂では、一時期、乗客招致策として少女歌劇も行われた。

これらの施設に特徴的に見出せる要素は、強い「娯楽性」である。それゆえに時勢のなりゆきの変更に伴う公権力の介入に対しては軟弱でもあったのだが、平時においては多くの人が幸福感を味わうために積極的に求めるものであるから、「娯楽性」は「公益性」の一部だとも言えよう（同じ要素は横浜のパブリック・ホール（ゲーテ座）にも指摘できる）。

その娯楽を求める活動には「入場料」や「会費」といった「金銭」が伴う。宝塚女子青年会の会費2円は1930年代の物価においては女物の蛇の目傘、ゆかた、目覚まし時計などと同価であった。安くは無いが高すぎるわけでもない。この絶妙な金額設定は、介入する私企業の成せる業である。その商法によって巧みに社会を循環させることが、営利を目的とする組織の公的存在価値を高めてもいたのである。

おわりに

ここまで居留地、商業会議所、大学、娯楽施設という限られた範囲内に設置された「公会堂」を見てきた。上記以外にも筆者の調査中に眼に留まった事例として、「第一高松炭鉱公会堂」がある。福岡県遠賀郡水巻村界隈に展開された筑豊炭田の一つで、「日炭高松」と呼ばれた。筆者の手元にあるのはその公会堂の絵葉書で、経営者の日本炭礦（日産コンツェルン）が1937年に日本化学工業(株)と社名変更をした際に、「高松炭鉱風景」というセットで発行したもの

43) 相馬哲平＝函館区公会堂（1910）、藤山要吉＝小樽区公会堂（1911）、岩本栄之助＝大阪市中央公会堂（1918）、安田善次郎＝日比谷公会堂（1929）・本所公会堂（1926）、嘉納治兵衛＝御影公会堂（1933）、渡辺祐策＝宇部市渡辺翁記念会館（1935）、新津恒吉＝新潟公会堂（1938）など。

のうちの1枚である。当時、絵葉書は広告媒体の役割も果しており、従業員の募集も目的としていたことがわかる。同セットの他の写真では、炭鉱内の神社、社宅、大浴場などが紹介されており、限られた領域内で寝泊りしながら働いていた労働者の間にはコミュニティが形成されていたことが伺える。このような環境に設置された公会堂は、労働者や其の家族の各種集会や娯楽に供されたと考えられる。絵葉書には「われらの集会所：風涼しく人影まれな高台に二千人を容れる第一高松炭鉱公会堂」と書かれている。「われら」という限定された人を対象にした「私」的な存在であっても、その背景にある確固とした共同体の存在が「公共性」を保証し、その施設を「公会堂」たらしめているのである。

今回取り上げた事例には全て、その施設を取り囲み、何らかの共通項によって結ばれた人々の集団を見出すことが出来た。人々はいずれも公会堂の公共性を保持するために、時間、労力、金銭など自分たちの持てるリソース、いわゆる私財を公的領域に投入していた。福澤諭吉は1891年に「立国は私なり、公に非ざるなり」から始まる「瘦我慢の説」を発表し、そこで公共性を構築するのは身銭を切る個人の主体的な参与であると説いている。本稿の「はじめに」で、武士階級が居なくなった日本の近代社会において、「身分に伴う義務」^{ノープレス・オブリージュ}を担ったのは誰だったのかと提起したが、本稿で見てきた主体的な個人や団体がそれに相応する。横浜の居留地と日本人地区の2つの事例では設置資金を提供したオランダ人商人ヘフトや、パブリック・ホールの管理運営にあたった委員会、組合、協会、会社などの組織や、日本人の貿易商人、会館建替の際に寄附をした市民や銀行、会社などを指摘することが出来る。また同志社の事例では学校を支えたキリスト者たち、宝塚の事例では小林一三と阪急電鉄、宝塚女子青年会の会員らであろう。「武士は食わねど高楊枝」という諺があるが、武士の代わりに楊枝をくわえたのはこれらの人々だったのではなかろうか。

本稿を通じて「公」と「私」の境界線に見えたものを指摘したが、再掲すると次のとおりである。「言語」「人種」「リテラシー」「経済力」「商業会議所」「宗教」「教育」「娯楽性」という要素である。これらは個人に付随するものもあれば、それ自体が公共性を持つものでもある。明示されたものではないが、人々が公会堂に関わろうとするときに、一定の条件として立ち現れた。限られた領域内に私的財産を以って設置された今回の類型では、これらの条件の存在によって「公」と「私」の境界線がぼかされ、公会堂は閉じつつも開かれた曖昧な存在になっていた。

最後に今後の課題について述べたい。筆者はこれまでの研究で植民地期の朝鮮半島に設置された公会堂の事例をみてきたが、居留地や日本人地区の公会堂の特徴を見出したことで、今後は更に具体的な比較検討が可能になると感じた。横浜の居留民は出身国を軸としたコミュニティを形成しつつも、ヨコの繋がりも持っていたが、日本人は植民地においてどのように振舞っていただろうか。また日本では事例として少ないが、植民地において日本人は商業会議所と公会堂を同居させた。このような日本「内地」と植民地の事情の違いを整理することによって、日本人が植民地形成した最も強力なコミュニティが商業会議所を中心としたものであったことを指摘できるだろう。さらに横浜では公会堂において居留民自身が演じ手となり、演じることを楽しむ事例が見られるが、植民地における日本人居留民の間ではそのような事例は殆ど

見られない。移住した先での立場の違い、若しくは「生きる」ということに対する解釈の違いから生じる差異であろうが、積極的に研究したい課題である。

<参考文献>

- ・ 升本匡彦『横浜ゲーテ座（第二版）』岩崎博物館出版局、1986年。
- ・ 横浜市開港記念会館史刊委員会編『霧笛と共に—横浜開港記念会館史』横浜市開港記念会館史刊委員会、1989年。
- ・ 横浜商業会議所編『横浜開港五十年史（下巻）』（株）名著出版、1973年。
- ・ 太田久好編『横浜沿革誌』（株）有隣堂、1970年。
- ・ 篠原一「発題Ⅰ近代の変容と市民的公共性」（西尾勝、小林正弥、金泰昌編『公共哲学11自治から考える公共性』東京大学出版会、2004年）。
- ・ 山脇直司『ちくま新書469 公共哲学とは何か』筑摩書房、2004年。
- ・ 新渡戸稲造『武士道』1899年（岩波書店、1938年）。
- ・ 同志社五十年史編纂委員会編『同志社五十年史』、同志社校友会、1930年。
- ・ 学校法人同志社『同志社の文化財建築物』同志社社史資料センター、2010年。
- ・ 上野直蔵編『同志社百年史 資料編2』学校法人同志社、1979年。
- ・ 上野直蔵編『同志社百年史 通史編2』学校法人同志社、1979年。
- ・ 宝塚市史編集専門委員『宝塚市史 第八巻 別編Ⅱ』宝塚市、1981年。
- ・ 『宝塚歌劇団四十年史』宝塚歌劇団出版部、1954年。
- ・ 『阪急宝塚女子青年会の大不敬事件とは何か』天眼社、1937年8月。
- ・ 『咄!!「阪急」宝塚女青の真相』ユダヤ思想撲滅同盟、1937年9月。
- ・ 週刊朝日編『値段史年表—明治・大正・昭和—』朝日新聞社、1988年。
- ・ 升本匡彦「神戸体育館劇場（The K. R. & A. C. Gymnasium Theatre 序説）『居留地の窓から』第3号、神戸居留地研究会、2002年。
- ・ 安野彰「旧宝塚公会堂の建設および使用の経緯と建築の概要」『日本建築学会大会学術講演便概集』一般社団法人日本建築学会、2005年。
- ・ 松本桂子「昭和初期の阪神間郊外住宅地における女性の社交活動：宝塚女子青年会を例に」『日本建築学会計画系論文集』（516）一般社団法人日本建築学会、1999年。

（原稿受理日 2015年9月27日）